

# 児童手当の現況届は かならず6月30日まで提出を!!

現在、児童手当の支給を受けている方は、毎年6月中に現況届を提出する義務があります。

現況届は、児童の状況や受給資格者(申請者)の前年の所得状況等を確認するために必要で、届を提出しなければ、6月以降の児童手当が受けられなくなります。

また、添付書類等の不備の場合は、児童手当を差し止めることとなりますのでご注意ください。

現況届の用紙は、6月10日(火)までに発送予定です。内容を確認のうえ、6月30日(月)までに提出してください。

## 【注意】

①届書に記載されている内容に

誤りがないければ、電話番号と提出年月日をご記入のうえ押印(朱肉を使う印鑑)してください。

②受給者(申請者)が社会保険に加入している場合は、受給者の健康保険証の写しが必要です。なお、**受付が混み合いますので、当課でのコピーは固くお断りします。**

③平成20年1月1日以降に小松島市に転入された受給者(申請者は、前住所市町村が発行した平成20年度所得課税証明書(平成19年中の所得)が必要です。

④受給者(申請者)と児童の住所が別の場合は、児童を含む住民票の謄本と別居監護申立書が必要です。住民票がともに小松島市内

の場合、住民票の謄本は不要です。⑤郵送で返送される場合は、書類などに不備があれば必要となりますので、**電話番号を忘れず記入してください。**

また、現在諸事情で児童手当を受けていない方には、現況届の用紙は送付されません。市児童福祉課(市役所1階、10番窓口)までご相談ください。

【提出締切日】平成20年6月30日(月) 必着

【提出先】市児童福祉課または坂野・立江の両出張所まで。  
お問い合わせ、ご相談窓口は、市児童福祉課(☎32・2114)まで。

## 親子で楽しくふれあう場

### 公立保育所子育て支援事業「みんなのひろば」6月の開催日程

「みんなのひろば」とは、子育てをしている家庭を対象に公立保育所を開放し、親子で遊んだり、ふれあったりして楽しく子育てできる場所です。市内在住の0歳から就学前までの子ども対象で登録制になっています。

育兒相談も気軽にできます。

#### ◆横須保育所

【日時】6月18日、7月2日の午前9時30分から午前11時まで

#### ◆坂野保育所

【日時】6月11日、25日の午前9時30分から午前11時まで

お問い合わせは、市児童福祉課(市役所1階☎32・3818)または、市立横須保育所(市総合福祉センター横☎32・2745)まで。

## 農作物を守るため

### 有害鳥獣の捕獲を実施します

小松島市では農作物の被害を防止するために有害鳥獣の捕獲を実施いたします。

○カラス駆除 次の日程により銃器による駆除を実施いたします。つきましては市民の皆様方のご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【駆除実施期間】7月21日(月)まで

【駆除実施箇所】市内一円(田野町字高田の銃猟禁止区域の一部を含む・市街地を除く)

お問い合わせは、小松島市産業振興課(市役所4階☎32・3809)まで



## 環境衛生センターからのお知らせ

### ビンの収集についてのお願い

◆農業および消毒液の入っていたビンは、購入した業者に引き取りをお願いしてください。

◆ママシなど、は虫類を酒漬けたビンは、ママシなどを取り除いてお出しください。

◆家畜などの注射液が入っていたビンは、購入した業者に引き取りをお願いしてください。

詳しくは、市環境衛生センター

(芝生町☎32・8290)まで。

